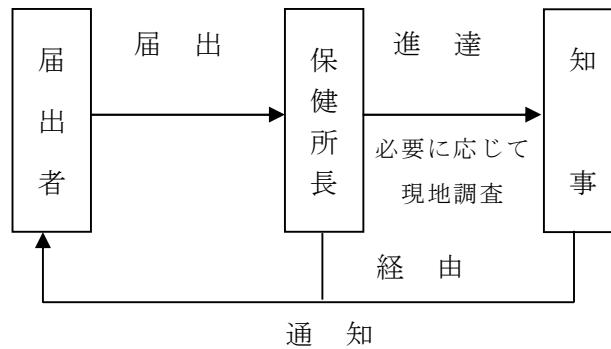


9 温泉法

〔温泉ゆう出目的以外の土地掘削の制限〕（第14条）  
（福島県温泉保護利用対策要綱、福島県温泉行政要領）

<p>要綱の趣旨</p>	<p>温泉ゆう出目的以外の土地掘削（他目的掘削）による既存源泉への影響を未然に把握し、防止する。</p> <p>※ 他目的掘削とは 鉱物、土石類の採掘、ダムその他工作物の建築等を目的とする土地の掘削をいい、ボーリング調査、地表の改変も含まれる。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>源泉密集地及び源泉付近で、温泉のゆう出目的以外の土地掘削を行う場合。</p>
<p>受理権者</p>	<p>知事</p>
<p>受理基準</p>	<p>1 土地掘削が温泉ゆう出目的でないこと。 2 既存源泉に著しい影響を及ぼした場合あるいはゆう水があった場合は、ただちに工事を中止し、保健所の指導を受けること。</p>
<p>届出の必要な区域</p>	<p>1 温泉保護地域 2 温泉準保護地域 3 一般地域で掘削地点から半径300m以内に既存源泉がある場合、又は半径1,000m以内に温泉保護地域、温泉準保護地域の既存源泉がある場合</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 保健福祉部 薬務課 出 先 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム （県北、県中、県南、会津、相双） 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 （南会津） 福 島 市 福島市保健所 衛生課 生活衛生係 郡 山 市 郡山市保健所 生活衛生課 環境衛生係 いわき市 いわき市保健所 生活衛生課 環境衛生係</p>

手続フローチャート  
【土地掘削計画書提出】



備 考

- 1 土地掘削計画書を検討した結果、温泉ゆう出もしくは既存源泉に対する影響のおそれがあると判断された場合は、保健所長を通じ工事の中止又は変更の指導を行う。
- 2 他目的掘削においてゆう水があったときは、鉱泉分析を実施させ、その結果、温泉に該当した場合には工事箇所を原状に復させる。
- 3 温泉保護を目的とした地域設定（福島県温泉保護利用対策要綱）  
 温泉保護地域 飯坂、土湯、磐梯熱海、東山、多田野  
 温泉準保護地域 天王寺・穴原、高湯、岳、小町、湯沢の湯  
 天栄の湯、羽鳥、母畑、甲子、横向、  
 沼尻・中ノ沢、川上、翁島、芦ノ牧、  
 大塩・裏磐梯、熱塩、柳津、玉梨・八町、  
 昭和、湯倉・橋立、大塩、滝沢、西山、宮下、  
 早戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、木賊、檜枝岐、  
 南郷、只見、常磐湯本  
 一 般 地 域 温泉保護地域、温泉準保護地域を除く地域